

## 令和 7 年 9 月定例会 意見書一覧表

| 件名                                                                                      | 提出者     | 賛成者                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------|
| <p>〔発議第 7 号〕<br/>地域医療を守るための緊急対策を求める意見書提出について</p> <p>(令和 7 年 9 月 1 2 日 採択)</p>           | 山 口 雄 彦 | 阿 部 沙 希<br>栗 栖 陽 介<br>佐久間 ふみ子<br>宗 形 一 輝<br>高 橋 善 貞<br>松 村 康 弘 |
| <p>〔発議第 8 号〕<br/>地方財政の充実強化と偏在是正を求める意見書提出について</p> <p>(令和 7 年 9 月 1 2 日 採択)</p>           | 平 山 光 生 | 武 田 開 人<br>長 湊 豊<br>阿 部 隆 弘<br>松 野 美哉子<br>江 口 智 子<br>佐 野 弥奈美   |
| <p>〔発議第 9 号〕<br/>道東地域における野犬被害への対応と保護体制の確立を求める意見書提出について</p> <p>(令和 7 年 9 月 1 2 日 採択)</p> | 江 口 智 子 | 武 田 開 人<br>長 湊 豊<br>平 山 光 生<br>阿 部 隆 弘<br>松 野 美哉子<br>佐 野 弥奈美   |

発議第7号

地域医療を守るための緊急対策を求める意見書提出  
について

地域医療を守るための緊急対策を求める意見書を、中標津町議  
会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年9月12日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 山 口 雄 彦

賛成者 中標津町議会議員 阿 部 沙 希

中標津町議会議員 栗 栖 陽 介

中標津町議会議員 佐久間 ふみ子

中標津町議会議員 宗 形 一 輝

中標津町議会議員 高 橋 善 貞

中標津町議会議員 松 村 康 弘

## 地域医療を守るための緊急対策を求める意見書

根室管内4町（羅臼町、標津町、中標津町、別海町）は、農林水産業を基幹産業とし、広大な面積に人口が散在する地域である。その中で、町立中標津病院は地域センター病院として、救急、小児、周産期といった不採算部門を含む地域医療の確保に努めてきた。

しかし、この間、収支の均衡は崩れ、一般会計予算160億円の1割弱を毎年繰り入れて病院経営の均衡を図ってきた。その結果、近隣の町が実現している福祉、子育て分野の自治体独自助成は大幅に遅れをとり、住民から切実な要望を受けている状況である。

加えて、昨今の物価高騰や医療従事者の不足・偏在から、地域住民の健康を守るという使命を果たすことが困難になりつつある。

2023年度決算においては、全国の公立病院の約90%が医業収支で赤字を計上しており、この状況はさらに悪化することが予想される。

地域の基幹病院として根室管内の医療を支え、持続可能な経営を維持するためには、もはや自治体レベルの対応では到底及ばない。この状況は、全国公立病院に共通する問題である。

地方創生は、「地域において適切な医療が受けられる」という住民の安心感を支えることなしには、実現しないものとする。

については、診療報酬をはじめ、国による抜本的な対策が必須であると判断し、以下の事項を緊急に実施するよう強く求める。

### 記

- 1 赤字の状況や物価高騰、人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定に際し、この意見書の趣旨を踏まえたきめ細かな対応を図ること。  
また、公立病院など、構造的赤字の医療機関の経営を緊急的に支える補助金制度を速やかに創設し、さらに経過措置についても配慮すること。
- 2 公立病院が引き続き地域医療の要として機能を果たせるよう、繰出し基準及び普通交付税や特別交付税の単価を引き上げるなど、制度全体を見直すこと。
- 3 公的医療保険制度を使った医師偏在対策ではなく、自治体の自主性を尊重できるよう独自の基金を創設し、その運用を支援すること。

- 4 2024 年診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料や基本料引き上げの効果を早期に検証し、看護師等のさらなる処遇改善を可能とする制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣  
総務大臣 財務大臣 内閣府特命担当大臣(地方創生)

発議第8号

地方財政の充実強化と偏在是正を求める意見書提出  
について

地方財政の充実強化と偏在是正を求める意見書を、中標津町議会議  
会規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年9月12日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 平 山 光 生

賛成者 中標津町議会議員 武 田 開 人

中標津町議会議員 長 渕 豊

中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

中標津町議会議員 松 野 美哉子

中標津町議会議員 江 口 智 子

中標津町議会議員 佐 野 弥奈美

## 地方財政の充実強化と偏在是正を求める意見書

我が国における地方財政は、地域住民の安全・安心を守り、社会基盤を維持するうえで不可欠な柱である。しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行により、地方自治体は歳入の減少と扶助費の増大という構造的な困難に直面している。本町においても例外ではなく、公共施設・インフラの老朽化、さらには自治体病院運営に伴う財政負担が重くのしかかっている。

令和6年度の決算において、歳入の約69%を依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、町税などの自主財源はわずか31%に留まっている。

このような中で、基金残高の減少、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）等の増大により、投資的経費やインフラの老朽化対策を抑制せざるを得ない状況にあり、財政の弾力性が大きく損なわれつつある。

さらに、社会資本整備総合交付金事業においては、交付金の配分が減少する一方、国の補正予算活用においても、積雪寒冷地での冬季施工は極めて困難な状況にある。

また、新規事業に際しては立地適正化計画の策定が求められているが、本町では既に都市計画マスタープランを策定済みであり、新たな計画策定を要することは地方自治体に過重な負担を強いるものである。

現に、立地適正化計画を策定しない場合には重点パッケージから除外され、交付金の内示率が半減するなど不利益を被っている。このような制度運用は、地域の持続的発展を阻害するものである。

よって、国においては、地方交付税をはじめとする一般財源の充実・強化を図るとともに、制度設計において地域の実情に即した柔軟な運用を可能とし、偏在是正の観点からも地方の安定的な財政運営を確保することを強く要望する。

## 記

- 1 社会資本整備総合交付金の配分に際し、北海道の気候的条件を考慮した適切な配分を行い、補正予算頼みの運用を改め、安定的かつ実効性ある予算確保を行うこと。

また、既存の計画を最大限活用するなど、地方に過重な負担を課さぬ柔軟な制度運用を図ること。

- 2 地方財政計画において、人口減少地域における医療・福祉・教育・防災

需要を的確に反映し、地方一般財源総額を一層拡充すること。特に、根室管内の基幹医療を担う町立中標津病院の経営安定化及び人材確保等に資する財政支援措置を充実・強化すること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げ、その保障機能及び財政調整機能を抜本的に強化すること。あわせて、臨時財政対策債への過度な依存を是正し、地方自治体が将来にわたって自律的かつ持続可能な財政運営を行うことができる制度を確立すること。
- 4 地方法人課税の分割基準並びに事務所要件を抜本的に改正し、大都市圏に偏在する税収を地方へ適正かつ安定的に再配分すること。さらに、特別法人事業税・譲与税の拡充や、所得税・消費税等偏在性の小さい税源の地方移譲を拡充し、地方税体系の構造的改革を図ること。
- 5 酪農をはじめとする基幹産業並びに広域防災・交通拠点としての根室中標津空港等、国の食と安全を支える役割を有する社会資本の維持強化のための恒常的財源を国の責務において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月12日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
厚生労働大臣 国土交通大臣

発議第9号

道東地域における野犬被害への対応と保護体制の確立を  
求める意見書提出について

道東地域における野犬被害への対応と保護体制の確立を求める意見  
書を、中標津町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり  
提出する。

令和7年9月12日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 江 口 智 子

賛成者 中標津町議会議員 武 田 開 人

中標津町議会議員 長 渕 豊

中標津町議会議員 平 山 光 生

中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

中標津町議会議員 松 野 美哉子

中標津町議会議員 佐 野 弥奈美

## 道東地域における野犬被害への対応と保護体制の確立を 求める意見書

道東地域においては、近年、野犬による被害が年々深刻さを増し、地域住民の生活基盤に深刻な影響を及ぼしている。現状、人身に対する威嚇・追随行動や、酪農家等が飼養する家畜への襲撃・被害が頻発しており、住民の生命・身体の安全を脅かすとともに、基幹産業である酪農・畜産業の存立を揺るがしかねない重大な事態となっている。

特に、乳牛や子牛への被害が顕著に報告されている道東地域の現状は、酪農・畜産業経営の持続性を危うくし、ひいては地域経済全体の安定性にまで暗い影を落としている。このことは、単なる地域課題にとどまらず、北海道全体に関わる社会的・経済的問題として捉えなければならない。

しかし、現行の道東地域を管轄とする北海道動物愛護センターの運用体制は、猫を中心とした保護業務が中心とされ、野犬対策に十分対応し得るものとは言い難い。結果として、各自治体や地域住民が個別に対応を余儀なくされ、その負担は過大かつ限界に達しつつある。

よって、北海道においては、この問題を喫緊かつ最重要の課題として認識し、全道的視点に立った抜本的な対策を講ずることが急務であることから、北海道の将来にかかわる重要課題として、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

- 1 道東地域における野犬の捕獲・保護・譲渡に対応可能な体制を、北海道動物愛護センターにおいて確立・拡充すること。
- 2 北海道動物愛護センターの委託先は状況に応じて随意契約を行うなど、中長期的な視点による安定した運営体制を講じること。
- 3 野犬対策を市町村任せとするのではなく、北海道が主体となって広域的に実効性のある対策を早急に講じること。
- 4 動物保護団体と連携した譲渡・再飼育支援の仕組みを整備し、持続可能な活動を担保できるよう、安定的な財政支援を行うこと。

- 5 酪農・畜産業農家の被害実態を早急に調査し、被害を受けている経営者に寄り添った被害防止策の検討及び必要に応じた支援策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 北海道知事